

生物多様性国家戦略に 大きく期待したい

2050年 ビジョン

「人と自然の共生する社会 自然の脅威とうまく付き合う社会(東北復興と、生物多様性を活かした暮らしとまちづくり)

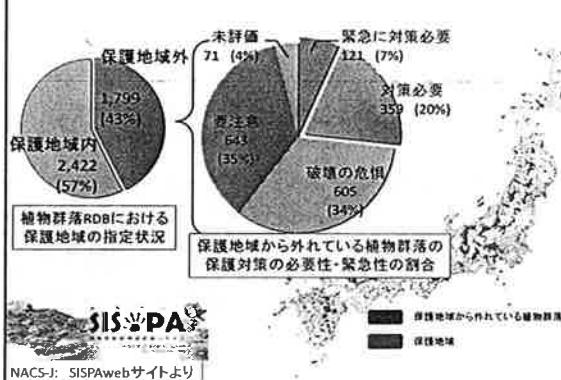
2020年 ミッション

「2020年までに、生物多様性の損失を止めるための行動をとる(これまでの行動を変える)5年間」

日本自然保護協会

2012-2020

1. 保護地域制度のギャップに取り組む 保護地域と“重要自然”地域との関係



2. 生物多様性も守れるエネルギー政策に 転換する

- 再生可能エネルギー(風力・地熱など)を保護地域内で推進しようとする動きが後をたたない。(愛知目標10脆弱な生態系の保護、目標11保護地域と逆行)
- エネルギー開発でなく、小エネルギーで暮らしの質を高める技術・教育への姿勢転換と実行を明確に(愛知目標3補助金・奨励措置)。
- 大規模発電・分配型から、バイオマスなどエネルギーの地産地消費に

日本自然保護協会

2012-2020

3. 日本の海域における 生物多様性の課題を解決する



- 海洋生物多様性保全戦略(2011年)もあるのに、沿岸域の埋立事業は進み、生物多様性の危機状況は深刻

→泡瀬の埋立、辺野古の海(普天間飛行場移設)、沖縄のジンギン保護(確認個体3頭)。

2012年3月24日 山陽中央新報 夕刊

2012-2020

3. 日本の海域における 生物多様性の課題を解決する

- 海洋保護区8.3%は、愛知目標達成のための拡大解釈ではないか。

→保全のための法制、持続可能な利用のための法制(水産資源・漁業関係の制度)の整理と充実



日本自然保護協会

2012-2020

3. 日本の海域における 生物多様性の課題を解決する

- 東日本大震災の教訓を、復興と海岸・沿岸の土地利用に活かす。(海岸のエコトーンや砂浜への土砂供給などが分断する強固な堤防整備は、性急な結論)

→NACS-J 市民による東日本海岸植物群落調査の開始



日本自然保護協会

2012-2020

公益財団法人 日本自然保護協会

Press Release

2012年5月16日

海洋保護区について、提言を発表します。 政府見解の「日本の海洋保護区は8.3%」は見直し、 生物多様性保全を目的とする 海洋保護区制度を再構築すべきである。

公益財団法人 日本自然保護協会(理事長 田畠貞寿、会員2万4千人)は、2012年5月17日に、『日本自然保護協会(NACS-J)・沿岸保全管理検討会提言 日本の海洋保護区のあり方～生物多様性保全をすすめるために～』を発表します。政府の主張する海洋保護区(MPA:Marine Protected Area)で大きな割合を占める海域は、水産対象種しか考慮していません。そこで、日本自然保護協会は、

- ・MPA8.3%という政府見解を見直し、制度を再構築するべき。
- ・海洋保護区を見直す際には、3つの条件を満たすものにするべき。

という2点を提言します。生物多様性を保全し、同時に持続的な利用を進めるために、これらの提言が活かされ、効果的なMPAの設定が進むことを強く希望しています。

提言発表についての記者会見

- ・日 時： 2012年5月17日(木) 16:00～
- ・場 所： 環境省記者クラブ
- ・出席者：

沿岸保全管理検討会座長	向井 宏(京都大学特任教授)
沿岸保全管理検討会委員	吉田正人(筑波大学大学院准教授)
“	中井達郎(国士館大学講師) ほか

(背景) 日本国は、2011年に海洋政策本部発表として「日本の海域の8.3%がMPAである」と発表しました。これは、日本が議長国であった生物多様性条約第10回締約国会議(CBD-COP10/2010年)で採択された「愛知目標」(戦略計画2011-2020)の目標11「生物多様性と生態系サービスのために特に重要な区域を含む沿岸及び海域の少なくとも10%を、保護地域システムやその他の効果的管理による保全すること」に対するものです。しかし政府の主張するMPAが、真に生物多様性保全や自然生態系の保全、持続可能な利用の実現のために機能し得るかという観点からは、多くの問題点が浮上しました。そこで、日本自然保護協会は「沿岸保全管理検討会」を設置し、これらの問題点を検討してきました。

本件に関するお問い合わせ先：
日本自然保護協会(保護プロジェクト部・安部真理子、志村智子)
Tel:03-3553-4103 abe@nacsj.or.jp

公益財団法人 日本自然保護協会(NACS-J)

1949年に尾瀬が原を水没させる発電ダム計画への反対運動のため設立した「尾瀬保存期成同盟」が前身の日本生まれのNGOです。1951年に日本自然保護協会に発展的に改組。今年で創立60周年を迎えました。1960年に日本の自然保護団体として初の財団法人、2011年公益財団法人認定。理事長・田畠貞寿、会員数約24,000人。事務局所在地・東京都中央区。NACS-J(ナックス・ジェイ)は英名の略称です。

【主催】
日本自然保護協会(NACS-J)
世界自然保護基金ジャパン(WWF ジャパン)
日本野鳥の会

海の生物多様性フォーラム

日本の海の今を考える～新たな生物多様性国家戦略に向けて～

2012年5月19日(土)13:00～18:00

主催：日本自然保護協会(NACS-J)・世界自然保護基金ジャパン(WWF ジャパン)・日本野鳥の会 共催：生物多様性保全・法制度ネットワーク
会場：フォーラムエイト 8階クイーンズスクエア(150-0043 東京都渋谷区道玄坂2-10-7 新大宗ビル／渋谷駅徒歩5分)
定員 150名 事前申込：不要 資料代：500円

2010年の生物多様性条約締約国会議(CBD-COP10)で世界が取り組む「愛知目標」が決議されました。地球温暖化や海洋資源の面からも、「海の生物多様性」への注目は世界中で高まっています。海に囲まれた日本では、台風や地震・津波といった自然擾乱があるなか、いかに生物多様性を失わずに、豊かな自然からの恵み(生態系サービス)を持続できる暮らし方を実践できるかが問われています。市民の起草から制定された生物多様性基本法(2008年)に基づいて生物多様性国家戦略の見直しが始まっています。日本をとりまく海の課題を明らかにし、新たな生物多様性国家戦略での解決策を、市民・行政・専門家・マスメディアが集まり、ディスカッションします。あなたもぜひご参加ください。

プログラム(予定) ■ I部：講演(13:10～13:40)

「日本の海洋生物多様性をどう考えるか」白山義久(海洋研究開発機構理事)

■ II部：パネルディスカション(13:45～16:35)

セッション1：東北「津波被災地の沿岸域、生物多様性と復興・復旧を考える」

朱宮丈晴(NACS-J)「海岸植物群落から」、前川聰(WWF ジャパン)「浅海域の回復」

菅野広紀(陸前高田市市会議員)「陸前高田の現場から」

依頼中(国交省海岸室)「海岸堤防の復旧」

堀上勝(環境省国立公園課)「三陸復興国立公園構想」

コーディネイター：中静透(東北大)

セッション2：生物「回遊する生物の減少、水産資源の管理を考える」

井田徹治(共同通信)「ウナギの生態と事情」

山内愛子(WWF ジャパン)「水産資源管理と認証制度」

米田立子(水産庁管理課)「資源管理と消費」

山本麻衣(環境省野生生物課)「海洋生物の希少性の評価」

コーディネイター：吉田正人(IUCN 日本国委員会)

セッション3：空間「日本の海洋保護区83%、その内容を考える」

安部真理子(NACS-J)「8.3%を問う」、篠山政治(日本野鳥の会)「海鳥の重要海域」

塙本瑞天(環境省自然環境計画課)「海洋保護区の定義とネットワーク」

山内精(水産庁漁場資源課)「海洋保護区の管理・設定」

コーディネイター：中井邦郎(国土総合研究所・NACS-J理事)

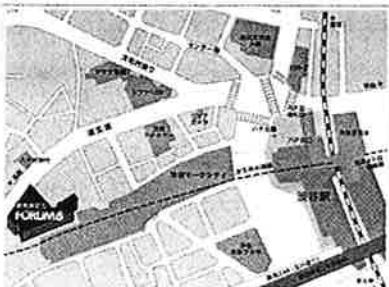
■ III部：総合討論(16:55～18:00) 「新たな生物多様性国家戦略に向けて」

進行：倉澤七生(生物多様性保全・法制度ネットワーク)・草刈秀紀(WWF ジャパン)

パネラー：各セッションのコーディネイター、奥田直久(環境省生物多様性戦略室)

【会場へのアクセス】

フォーラムエイト 8階クイーンズスクエア
150-0043 東京都渋谷区道玄坂2-10-7 新大宗ビル
渋谷駅ハチ公口からシブヤ109方向へ。シブヤ109を右手に、渋東シネマタワー(映画館)を左手に見ながら、道玄坂を4分ほど登った左手。
(道路を挟んで反対側はケンタッキー。ビル1階は、Y'S ROADというスポーツサイクルショップです。)



*この事業は平成24年度独立行政法人環境再生保全機構が環境基金の助成を受けて実施しています。

2012年5月19日 海の生物多様性フォーラム

日本の海の今を考える～新たな生物多様性国家戦略に向けて～の報告と提言

主催団体である日本自然保護協会、WWF ジャパン、日本野鳥の会の呼びかけにより、海の政策に関する水産庁、国交省、環境省がそろい、専門家やメディア、NGO スタッフが、約 150 名の参加者のとも、日本の海域の生物多様性の高さとそれを支える海洋環境の特徴、また、その危機と保全の必要性の認識を深め、2020 年愛知目標の実現に向けて忌憚ない議論を行った。

●各セッションであげられた論点と課題

1) 東北「津波被災地の沿岸域、生物多様性と復興・復旧を考える」

東北の復興にいかに中長期の生態系サービスの回復を築けるかが、日本の生物多様性保全の試金石になる。そのためにも、被災した地域の市民をはじめ、復興に関わる市民団体や研究機関の意見をきちんと聞き復興計画に反映させること。

2) 生物「回遊する生物の減少、水産資源の管理を考える」

海の生物は、水産資源ばかりではなく、その命のつながりの中で、豊かな生物の多様性を生み出すことを共通認識として、持続可能な漁業の推進に向け、資源や生息の状況は科学的な検証を行うこと、認証制度やメディアを通じて消費者の意識を変革していくこと。

3) 空間 「日本の海洋保護区 8.3%、その内容を考える」

科学的根拠のある海洋保護区にしていくには制度や法の再整備が求められる。これまでの日本の海域管理の歴史や独自性を踏まえ、新しい発想も持って、様々な種類の保護区が生物多様性に対して有効なものとなるように、各省庁、利害関係者、市民が連携して進めていくこと。

●共通した課題

日本の海は、関係する省庁や制度が多く複雑であるため、多くの利害関係者（ステークホルダー）が意見を出し合い、合意点を見つける場（プラットフォーム）を今後も増やしていく必要がある。

■新たな、生物多様性国家戦略に向けて・・・

「海域海洋の生物多様性の保全が、重要な課題であることを明確に位置づけること」

課題解決のために必要なこと

- ・ 生物多様性上の重要な海域（沿岸・海洋）の特定と保護地域の指定
- ・ 省庁横断型の幅広い「日本型海洋保護区」法制度の創設
- ・ 生態系の回復力を高める、沿岸域や海域空間の利用と管理のあり方
- ・ 海域の生態系サービスを科学的に検証した資源管理の共通認識づくり
- ・ 水産、港湾、沿岸、海洋…など様々な分野において生物多様性の主流化（メインストリーム化）した施策の強化

以上、本フォーラムの主催団体と各セッションのコーディネイターによってまとめたものである。

2012年5月30日